

令和5年第3回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月24日（金） 開会 午前9時15分

2. 開催場所 入間市庁舎 B棟 5階 全員協議会室

3. 出席委員（12人）

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

8番 法師 励 9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉

11番 宮岡幸江

4. 欠席委員（0人）

5. 早退委員（0人）

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 10番 中島伸吉 11番 宮岡幸江

第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定
について

議案第4号 農用地利用配分計画の案に係る農業委員会の意見について

議案第5号 生産緑地法による買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明につい
て

議案第6号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について

議案第7号 入間市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

議案第8号 入間市農業委員会の最適化活動の目標の設定について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行

堀井正信

太間雅嗣

野村雅紀

豊泉 隆

岩田孝三郎

中村郁夫

中村義男

清水裕司

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長

石井 英寿

主 幹

河西 多郎

主 事

中島 健人

9. その他の出席者

農業振興課主幹

新 宜之

農業振興課主任

酒井 大

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員10名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第3回農業委員会を開会いたします。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、10番、中島伸吉委員、11番、宮岡幸江委員以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号、当事者・受人の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

なお、議事録における土地の表示等は巻末に議案書を添付することで対応いたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当6番、田嶋正明委員、説明を願います。

○農業委員6番（田嶋正明君）

担当6番、田嶋です。議案第1号1番について説明いたします。

借受人、〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、259.28平方メートル。申請理由、受人は現在〇〇にて居住しているが、手狭であるため自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅（88.05平方メートル）。

それでは、理由書が届いておりますので読み上げます。

現在、私は〇と〇〇で暮らしておりますが、物が増え、今の住宅では手狭なうえ、老朽化が激しく、今後の災害のことを考えると不安です。

現在の居住の建替えも検討したのですが、〇〇〇〇は住み慣れた現在の家に住み続けた

いと希望しており、なかなか話を進められずにいましたが、〇〇〇〇〇を組むことなどもあり、住宅の建築を遅らせるわけにもいかななくなってきました。

そんな中、申請地は現在居住の道路向かいのため、〇の面倒を見ることを考えると、安心して暮らせませす。私も現在の住居に近いので、不便なく生活できる土地です。

また土地所有者である〇からも建築の承諾をいただいております、資金的な目途もついたので、自己用住宅を建築したく、申請するものです。

何卒、よろしくお願いいたします。

3月21日に現地を確認しました。場所は、案内図のとおり、市道に接し、東西に住宅があります。南側は〇となっています。

現在の場所で貸渡人による野菜の栽培がされております。また周りに接している農地はなく、転用に際し影響ないと考えます。

ご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

ただいま田嶋委員さんが説明したとおりで、特に問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第1号1番につきましては、現在、受人が居住している〇〇が手狭となったことから自己用住宅を建築するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しましては、譲受人の〇が市街化調整区域（入間市）に20年以上居住し

ていることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認しましたところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地に該当しますので、第1種農地にということになります。

これらのことを踏まえまして、立地基準となる第1種農地の不許可の例外につきまして、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」、こちらに合致いたします。

続いて、一般基準について予め事務局にて審査いたしましたところ、資金計画につきましては、造成費、建築費等の経費を全て〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇が添付されていることから資金の調達については支障ないと判断ができます。この他、一般基準について全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(異議なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号ごとに、当事者・相続人の氏名、筆数、合計面積のみを読み上げるようお願いします。

それでは、1番を議題といたします。

担当４番、久保田勝委員、説明をお願いします。

○農業委員４番（久保田 勝君）

４番、久保田です。議案第２号の１番についてご説明申し上げます。読み上げについては一部省略させていただきます。

相続人氏名、〇〇〇〇〇。１筆。面積、７４０平方メートル。

３月１８日に堀井委員と一緒に、現地確認と〇〇さんの〇〇〇〇さんから現地にて話を伺ってきました。

畑は〇〇〇に隣接したところにあり、茶畑と野菜畑として管理されてありました。耕作は〇〇さんの〇〇の〇〇〇〇で行い、農機具についてもお茶の剪枝機、摘取機、そして耕運機等あり、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

東金子推進委員の堀井です。

久保田委員が申し上げましたとおり、何ら問題ないかと思われします。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、農業経営を行う者と認められますので、相続税納税猶予の適用を受けるための適格者として認めることについて、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

続いて、議案第３号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農業委員会の

決定についてを議題とします。

本議案では、各担当委員及び事務局による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号ごとに、当事者・借受人の氏名、筆数、面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いいたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当1番、友野秀一委員、説明を願います。

○農業委員1番（友野秀一君）

1番、友野です。

議案第3号の1番についてご説明いたします。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、借受人、〇〇〇。筆数、1筆。面積、2,009平方メートル。利用権種類、使用貸借権。摘要、新規。

3月18日に現地確認にまいりました。また、聞き取りも実施いたしました。圃場が茶園でしたが、伐採後、深耕ロータリーにて根を砕き、耕耘されており、現在はきれいに管理されておりました。

また防霜ファンも設置されておりましたが、全て撤去されておりました。

〇〇さんは、〇〇〇〇〇〇〇より〇〇〇〇〇の認定を受けており、当該の圃場近くの畑もすでに借り入れて管理しております。圃場位置は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より200メートルの位置にあります。

所有農機具は、耕運機3台のほかトラクター、軽トラック等を所有しております。今後、圃場には甘藷、または一般野菜を作付け予定とのことです。作業は〇〇〇で行い、年間作業日数は310日ぐらいとっておりました。

以上、問題はないものと思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

推進委員の中村です。

友野委員の説明のとおり、何ら問題ないかと思われます。よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

議案第3号の1番につきましては、新規の使用貸借権による利用権設定でございます。

友野委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定めます「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は114アールであり、その農地を全て耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当3番、吉川光彦委員、説明を願ひます。

○農業委員3番(吉川光彦君)

3番、吉川です。

議案第3号の2番についてご説明申し上げます。読み上げについては、一部省略いたします。

2番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,388平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

3月20日に推進委員中村さんと耕作状況などを確認してきました。

〇〇さんは〇〇地区の基幹農家で、現在〇〇で、１５０アールの農地で野菜等の生産をなさっています。所有する農機具は、トラクター、軽トラック、普通トラック、耕運機、これらを取り揃え、〇〇〇〇〇の相談役も務めていらっしゃいます。

当該農地の周辺には、複数箇所の〇〇さんの耕作農地があつて、本件を含めて一体的に野菜畑として耕作に利用できる位置にあります。

新規の利用権設定に何ら問題はないものと思われます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

ただいま吉川委員さんの説明のとおりで、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第３号の２番につきましては、新規の使用貸借権による利用権設定でございます。

吉川委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定めます「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、こちらに定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は１８７アールでございます。農地をすべて耕作しております。

農作業従事日数は１５０日以上であり、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当 8 番、法師励委員、説明を願います。

○農業委員 8 番 (法師 励君)

８番、法師です。議案第３号の３番について、ご説明申し上げます。読み上げについては一部省略させていただきます。

3番、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1, 175平方メートル。利用権の種類、賃借権。

3 番については、3 月 2 0 日に野村推進委員さんと一緒に耕作状況などを確認し、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんからは電話で話を伺ってきました。借受人は、〇〇〇〇〇〇となっておりますが、借受後は〇〇〇〇〇〇で〇〇〇〇として利用する予定だそうです。

〇〇〇〇〇は月 2 回、火曜日 9 時から 1 1 時までで、一般的な野菜の栽培を行っているそうです。

申請地は、案内図のとおり〇〇〇東側の〇〇〇〇〇に位置しており、現在〇〇〇として利用されており、利用権更新後も引き続き〇〇〇の野菜畑として利用する予定です。

以上、利用権の設定に関して問題ないと思われますが、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願い
します。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。

法師委員が申し上げましたとおり、何ら問題ないかと思われます。よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第3号の3番は、賃借権による利用権設定の更新でございます。

本案件は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、就農者に農業の技術等を習得させるための〇〇〇として農地を借り受けているもので、農業経営基盤強化促進法18条第3項第2号の例外規定に該当しております。

法師委員の説明のとおり、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていることを報告いたします。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、4番を議題といたします。

担当6番、田嶋正明委員、説明を願います。

○農業委員6番(田嶋正明君)

担当6番、田嶋です。議案第3号の3番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

4番、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、5筆。面積、1,496平方メートル。利

用権種類、賃借権。

3月21日に、現地を確認しました。場所は案内図のとおり〇〇〇〇〇〇〇の北側に位置しており、この場所は今までも〇〇〇〇〇の〇〇〇〇として〇〇〇〇〇〇〇が借受けて利用しておりました。今回は現状に合わせた形で、新規と更新による申請となっております。

特に問題ないと思われますが、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

推進委員の中村です。

田嶋委員の説明のとおりですので、審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第3号の4番は、賃借権による新規の利用権設定及び一部（〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇）が、利用権設定の更新でございます。

本案件も、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、就農者に農業の技術等を習得させるための〇〇〇として農地を借り受けもので、農業経営基盤強化促進法18条第3項第2号の例外規定に該当しております。

田嶋委員の説明のとおり、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていることを報告いたします。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要

件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、5番を議題といたしますが、5番から13番までは、関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、5番から13番までを一括議題といたします。

この議案については、はじめに事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、ご説明いたします。

議案第3号5番から13番までの案件は、貸付け希望者からの農地に関して農地中間管理機構である「埼玉県農林公社」が農地中間管理事業に基づく利用権の設定を行うことについて審議をお願いするものでございます。

なお、この後の議案である第4号、「農用地利用配分計画の案」において、埼玉県農林公社から借受け希望者への貸付け計画に係る意見について審議をお願いすることとなっております。

それでは、議案書を読み上げます。なお、読み上げる部分は、貸付人と氏名、筆数、合計面積、利用権種類の4点とさせていただきます。

5番、貸付人、〇〇〇。1筆、951平方メートル、利用権種類、賃借権。

6番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、416平方メートル、賃借権。

7番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、842平方メートル、賃借権。

8番、貸付人、〇〇〇。3筆、2,627平方メートル、賃借権。

9番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、1,327平方メートル、賃借権。

10番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、198平方メートル、賃借権。

11番、貸付人、〇〇〇〇。4筆、5,751平方メートル、賃借権。

12番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、457平方メートル、賃借権。

13番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、1,013平方メートル、賃借権。

読み上げは以上でございます。

それでは、ご説明申し上げます。

本案件は、農地中間管理事業に基づく利用権の設定でございます。中間管理機構である「埼玉県農林公社」が借り受ける農地は、所有者9名、筆数は14筆、総面積は1万3,582平方メートルになります。

利用権種類は全筆「賃借権」であり、利用権の設定期間も、全筆、令和5年6月1日から令和15年5月31日までの10年間でございます。借賃は、10アール当たり防霜ファンが設置されている農地は〇〇〇〇〇〇、設置されていない農地は〇〇〇〇〇〇でございます。

次に、本議案の審議要件でございますが、一般的な農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定の場合とは異なり、農地中間管理事業で利用権を設定する場合は、同法第18条第3項第3号のただし書により、1点目として入間市の「農業経営基盤の強化促進に関する基本構想」に適合するか、2点目として所有権を有する者の同意を得ているかの2点のみとなります。

このことを踏まえまして、本案件は、入間市の定める「農業経営基盤の強化促進に関する基本構想」の条件に合致しており、所有権を有する者の同意についても「農用地利用権設定等申出書」により確認していることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

次に、担当10番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員10番（中島伸吉君）

10番、中島です。

3月22日、23日に、〇〇〇〇地区にある7筆の農地の状況をと確認してまいりました。

この7筆の農地について、管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

続いて、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願い

します。

○農地利用最適化推進委員（豊泉 隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

中島委員の説明のとおりと問題ないと思われます。ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、担当８番、法師励委員、説明を願います。

○農業委員８番（法師 励君）

８番、法師です。

３月２０日に、〇〇〇地区にある３筆の農地の状況を野村推進委員と一緒に確認してまいりました。

この３筆の農地について、管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

続いて、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。

法師委員の説明のとおりと問題ないと思われます。ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、担当４番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員４番（久保田 勝君）

４番、久保田です。

３月１８日に、〇〇地区にある４筆の農地の状況を堀井推進委員と一緒に確認してまいりました。

この４筆の農地について、茶畑で管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

続いて、堀井正信委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

推進委員の堀井です。

久保田委員の説明のとおりと問題ないと思われます。よろしくご審議の程、お願いします。

○議長

ありがとうございました。

事務局及び担当委員から説明がありましたが、本件は農地中間管理機構である埼玉県農林公社が、農地中間管理権の取得のため利用権の設定を受けるものであり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

暫時、休憩します。

（休憩 9 時 5 4 分）

（農業振興課職員 前方に移動）

（開始 9 時 5 4 分）

○議長

会議を再開します。

続いて、議案第 4 号 農用地利用配分計画の案に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。

本件は、農用地利用配分計画の案ですが、賃借権の設定等を受ける者について事務局より説明を受け、皆様からご意見をいただいた後に、計画の案に対する農業委員会の意見を集約していきたいと思います。

それでは、1 番から 14 番までの案件について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

議案第4号、農用地利用配分計画の案に係る農業委員会の意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件（令和5年3月分）に係る農用地利用配分計画の案について、意見を求めるもの。

別紙1のとおり。

それでは、ご説明いたします。農用地利用配分計画は、埼玉県農林公社が農地中間管理権を得た農地について入間市が借り手を選定し、まとめたものでございます。

市では、この農用地利用配分計画の案を作成した場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を聞くこととされているため、付議されたものでございます。

別紙1の令和4年度第2回農用地利用配分計画（案）をお開きください。

1ページの番号1番から2ページの14番までの農地は、賃借権の設定を受けるもので、筆数は14筆、総面積は1万3,582平方メートルであります。

賃借権の設定等を受けるものは、全筆、〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社であり、設定する権利の種類は、全筆、賃貸借。利用内容は、全筆、茶畑。貸借期間は、全筆、令和5年6月1日から令和15年5月31日までの10年間でございます。

借賃は、10アール当たり、防霜ファンが設置されている農地は〇〇〇〇〇〇、設置されていない農地は〇〇〇〇〇〇で計算されております。支払い方法は、全筆、口座振替となっております。

借受け希望者である〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社は、〇〇〇〇〇を母体として設立された〇〇〇〇〇株式会社が出資し、平成27年3月に設立された農業法人です。

法人としての経験年数は8年ほどではございますが、生産部門を取り仕切る役員は約25年にわたり製茶経営に携わった経験者で、茶の栽培や加工、地域の実情も熟知しております。製茶工場は〇〇〇〇にあり、借入地までの所要時間は10分ほどでございます。

借受け希望者は、今後、農業者の高齢化や相続等により農地の管理に困る方等が懸念される中、〇〇地区の農地を守っていきたいと考えており、これまでの実績からも借受け希望者である〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社への農地の貸付けが最適であると判断され、農地利用配分計画（案）が作成されております。

説明は以上でございます。

○議長

それでは、ただいま事務局から説明のありました1番から14番までの案件について、皆様にご意見を伺います。

(特に無し)

○議長

それでは、質疑応答・意見交換も十分になされたと思われますので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

ここで、農業振興課職員は退席いたします。

(農業振興課職員 退室)

○議長

続いて、議案第5号 生産緑地法による買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明についてを議題といたします。

それでは、1番を議題といたしますが、はじめに事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。なお、事務局による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号と、当事者・申出人の氏名、筆数、合計面積のみを、読み上げるよう願います。

それでは、事務局に説明願います。

○事務局

議案第5号の1番について、ご説明申し上げます。読み上げにつきましては、一部省略させていただきます。

1番、申出人、〇〇〇〇〇。1筆、4,935平方メートル。

生産緑地地区の農地を耕作していた方が亡くなられ、全ての農地を耕作することが難しくなったため、申出人から、市へ生産緑地法に基づく買い取り申出をする際に必要な証明であ

る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」が、当農業委員会に提出されました。

このことから、議案書にある買い取り申出の事由の生じた者が、農地の耕作者であったことの証明について審議をお願いするものです。

なお、証明は議案書にある1筆、4, 935平方メートルでの証明となります。

説明は、以上でございます。

○議長

続いて、担当2番、平塚尚吾委員、説明をお願いします。

○農業委員2番（平塚尚吾君）

2番、平塚です。議案第5号の1番についてご説明を申し上げます。

1番、申し出人 ○○○○○、筆数 1筆、面積 4, 935㎡

3月20日に、現地確認いたしました。

○○○○さんについては、もともと特定生産緑地として引き続き耕作する予定でしたが、急逝したことに伴いやむなく今回の証明を申請されたものです。農地についても普通畑や栗・茶が混在した農地で、電話で確認したところ、○○○○さんが今まで適正に管理されておりました。主たる従事者証明について、やむを得ないものと考えられますが、ご審議の程宜しくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

推進委員の清水です。

ただいま平塚委員の説明のとおりで問題ないと思われます。よろしくご審議の程、お願いします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、生産緑地法に係る買い取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明でございます。

この主たる従事者と認めることについて、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。

続いて、議案第6号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見についてを議題といたします。

それでは、1番を議題といたしますが、1番及び2番は、関連がございますので、一括審議とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、1番及び2番を一括議題といたします。

この議案については、はじめに、「意見伺い」の内容について、事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

なお、事務局による議案書の読み上げは、一部省略し、読み上げるよう願います。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。なお、読み上げは、一部省略させていただきます。

議案第6号、入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について。

生産緑地法施行規則及び平成3年9月10日付建設省都公緑発第77号建設省都市局長通知に基づき入間都市計画生産緑地地区の変更について、農業委員会の意見を求めるもの。

1番、変更前、土地所有者、〇〇〇〇。地名、〇〇〇〇〇。地番、〇〇〇〇〇〇〇〇。面積、1,054平方メートル。生産緑地地区番号、〇〇〇生産緑地地区。変更後、土地所有者、〇〇〇〇。廃止でございます。

2番、変更前、土地所有者、〇〇〇〇。地名、〇〇〇〇〇。地番、〇〇〇及び〇〇〇。面積、2,062平方メートル。生産緑地地区番号、〇〇〇〇生産緑地地区。変更後、土地所有者、〇〇〇〇。廃止でございます。

議案第6号の1番及び2番については、〇〇〇及び〇〇〇〇生産緑地地区の農地について、相続人より市へ買取り申し出がありましたが、市は買取らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和5年2月25日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が

解除されました。

このことから、生産緑地法施行規則第1条、建設省都市局長通知により、生産緑地地区の変更又は廃止に関し農業委員会に意見を聴くことができるとの規定に基づき、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものがございます。

求められている意見の内容は、1点目、「市内農地の減少について」、2点目、「周辺農地に与える影響について」の2点になります。

この2点の内容について支障がないか審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

続いて、担当7番、増田恒治委員、説明をお願いします。

○農業委員7番（増田恒治君）

7番、増田です。議案第7号の1番についてご説明を申し上げます。

3月20日に、山畑推進委員と一緒に現地確認いたしました。

申請地周辺は2箇所とも宅地化が進んでいる場所であり、農地が宅地に囲まれた状況となっております。

1点目の、市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障はないものと思われれます。

2点目の、周辺農地に与える影響についてですが、周辺は既に宅地化が進んでおり、特に影響はないものと考えられます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

豊岡地区推進委員の山畑です。

ただいま増田委員の説明のとおりとなります。よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件につきまして、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(特に無し)

○議長

それでは、農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

続いて、議案第7号 入間市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを議題といたします。

はじめに、事務局から説明をお願いします。

○事務局

はじめに、議案を読み上げます。

議案第7号、入間市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条に基づく「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、見直しを行うもの。

別紙2のとおり。

それでは、説明いたします。

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、農業委員会等に関する法律第7条に基づき、農業委員会が、次の2点の事項、1点目、市の区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標。2点目、市の区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法。を指針に定めることとなっています。

現行の指針では、これらの目標及び推進の方法について、令和2年10月の農業委員会総会で審議・制定されております。

本指針は、委員改選期ごとに見直すこととされておりますので、次の見直しを本年7月の

委員改選後を予定しておりましたが、令和5年4月1日に施行される改正農業委員会法の内容を反映する必要があるため、今回、改正するものでございます。

改正内容をご説明いたします。改選後に再度、見直しを行う予定ですので、今回の改正は、大きく3点の変更に留めております。別紙2をご覧ください。

まず、1点目として、「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積」「集約化及び新規参入の促進」における目標値を、令和5年度末に加え、令和11年度末の目標値を追加いたしました。

それぞれの活動における令和11年度末の目標値につきましては、各表の下段に追加する形で記載してあります。また、目標設定の考え方については、各表の下に記載してあるとおりでございます。

2点目として、各活動における具体的な目標と推進方法の他に、評価方法を定めました。各項目の(3)に、それぞれの評価方法を記載しております。

3点目として、今後、入間市で作成する「地域計画」の目標を達成するための農業委員会の役割を定めました。こちらは、指針の最後に記載しましたが、入間市では、まだ「地域計画」を策定しておりませんので、改正案では国が示す参考例をほぼそのまま追加した形となっております。

説明は、以上でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

○農業委員3番(吉川光彦君)

説明は分かりました。改正後に、さらに詳細を詰めるっていう、具体的にはそれは何を指すのですか。

○事務局

前回定めたのが令和2年10月でございますので、その時点での数値等が記載されており、それを基にそれぞれの目標年度の数値を求めているのですが、これは現在令和5年になったことで、現状の数値が変わっておりますので、その辺を改めるとまたいろいろな目標値の数値がそれぞれの計画で考えている部分もございますので、その辺の整合をとる必要もあるかと思います。令和2年に定めたものを、現状に沿ったものを見直していくことが主だった改

正となります。

最後の3番ですけれども、こちらは現状国が定め、明示したものをそのまま記載しておりますので、そこら辺はですね、またこの7月の改選後のタイミングで、農業振興課等とも調整しながら、地域計画については農業振興課からまだ具体的か方向性が示されておられませんので、今後調整のうえ検討することを考えております。

○議長

それでは、お諮りいたします。本件について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、議案第8号 入間市農業委員会の最適化活動の目標の設定についてを議題といたします。

はじめに、事務局から説明をお願いします。

○事務局

はじめに、議案を読み上げます。

議案第8号、入間市農業委員会の最適化活動の目標の設定について。

「令和5年度の目標（案）」

別紙3のとおり。

それでは、令和5年度の目標（案）の主な点を説明させていただきます。

目標案につきましては、令和4年度に立てた目標を基本として、現状と実績を踏まえ、策定しております。

別紙3の「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の1ページ目をご覧ください。

1には、農業委員会の現在の体制が、2には、農家・農地等の概要として、2020年に実施した農林業センサスに基づいた農家数や農業者数等が記載されております。

続いて、2ページの「Ⅱ 最適化活動の目標」をご覧ください。

「(1) 農地の集積」の「②目標」について、説明いたします。

表の中段、左側にございますが、令和5年度の新規集積面積の目標は、24.60ヘクタ

ールとなっております。これは、令和12年度末の目標集積面積を現農地面積の半分414.5ヘクタールとして算出してあり、昨年度から令和12年度までの9年間、毎年度固定の数値となっています。

次に、「(2) 遊休農地の解消」の「②目標」について、説明いたします。

令和5年度の目標解消面積は、既存の遊休農地の解消目標面積として0.43ヘクタールとなっております。これは、令和4年度の遊休農地のうち、草刈り等で耕作が可能となる「緑区分の遊休農地」の解消目標面積で、耕作が可能となるには基盤整備等が必要な「黄区分の遊休農地」の解消のための工程表の策定方針として、「直ちに耕作できない状況を鑑みて、個別の農地状況を踏まえて解消できる方策を検討していく。」といたしました。

続いて、3ページの「Ⅱ 最適化活動の目標」をご覧ください。

次に、「(3) 新規参入の促進」の「②目標」について、説明いたします。

新規参入者への貸付等について公表する農地面積を、0.97ヘクタールとしております。これは、令和4年度の実績がなかったため、4年度と同じ目標値としております。

次に、「2 最適化活動の活動目標」について、説明いたします。

まず、「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ですが、令和4年度と同じ、月あたり7日としております。現在の委員の方々は、活動記録簿の記入にも慣れてこられたので、改選がなければ日数を増やすことも検討したのですが、7月の委員改選を考慮して、同じ日数といたしました。

次に、「(2) 活動強化月間の設定目標」について、説明いたします。

取組時期と項目については、表にあるとおり、6月の農地集積、7月及び10月には、農地パトロールを実施いたしますので、「② 遊休農地の解消」としております。

次に、「(3) 新規参入相談会への参加目標」について、説明いたします。

こちらは、令和4年度と同じく、都内で行われる「新・農業人フェア」に2名が参加としております。

今後のスケジュールでございますが、ご決定をいただいた場合には、県を通じて国へ報告をさせていただきます。また、併せて市の公式ホームページにおいてこの内容を公表させていただく予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

○事務局

○議長

(異議なし。の声)

○議長

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

終了時間 10時26分